



## 調停委員のつぶやき

弁護士 倉橋 忍

### 1 近況報告（還暦過ぎてもチャレンジです。）

大阪家庭裁判所の調停委員を辞めてから4年近く経ちました。この間、大阪弁護士会の副会長に就任したり（令和元年度）、自治体の公平委員に就任したり、学校法人の監事に就任したりしています。公平委員及び監事は現職です。公平委員は、自治体の職員人事に関する問題を取り扱っています。監事は、企業の監査役をイメージしていただければわかりやすいのではないかと思います。いずれも新しい業務であり、新鮮を感じています。

また、まだ正式に決まったわけではありませんが、4月から大阪簡易裁判所において、特定調停を主として担当するという話がでています。皆様、特定調停という言葉を聞かれたことはありますか。耳慣れないうかもしれません。この点については後に述べさせていただきます。

私は、新たな経験が出来るものとして、就任を希望しています。今後のスケジュールとしましては、裁判所の面接を受けた後、裁判所のOKが出れば調停委員に就任するということになります。新しいことに対するワクワク感があります。

### 2 特定調停についての説明（この部分は興味があれば読んでください。）

特定調停というのは、債務の返済ができなくなる恐れるある債務者（特定債務者）の経済的再生を図るため、特定債務者が負っている金銭債務に係る利害関係の調整を行うことを目的とする手続です。

要は、資金繋りに苦しくなった中小企業を合理的な手続の下で支援しようとするものです。特定調停は、商取引に与える影響もなく、「倒産」のイメージも少ないので、事業価値の毀損も少ないという利点があります。

もとより、調停手続であるため、当事者間で合意が成立し、それが調停調書に記載されることによりはじめて調停が成立することから、同意しない債権者を法的に拘束することはできません。

このように、中小企業の事業再生の手段として特定調停を利用することができるのですが、その場合には、スムーズに特定調停を進めるために、特定調停の申立前に経営改善計画案を作成し、金融機関と再建策について協議しておくなど事前準備を十分にしておくことが重要になります。

### 3 調停委員として大事にしたいこと（読んでいただければありがとうございます。）

私は、家庭裁判所の調停委員を過去において10年間担当してきました。家庭裁判所の事件は、離婚や遺産分割等、関係者間の感情的対立が激しいところです。だからこそ公平な場での冷静な話し合いが望まれます。

そのため、まず、双方からお話を聞くこと、公平に聞くことに努めてまいりました。公平であって初めて信頼してもらえるからです。ただ、聞くだけでは紛争は解決しません。ある時点で思い切った方向性を示すこと（スピード）も重要視してきました。もちろん方向性が間違っていてはどうにもなりません。十分資料を読み込み、双方から必要な話を聞いた上で、調停委員で協議し、さらに裁判官とも協議します。何がその事案にとってよい解決になるかを徹底的に考え、議論します。その上で、この紛争を解決するには、この結論しかないとなったものを提示していました。これだけやっていますので、調停が成立するケースが結構多かったと思います。

私は、今回調停委員に就任した場合、前回同様「公平性」を大事にしたいと思っています。公平であり、調停手続を信頼していただくこと、これがスタートだと思います。その上で「結果の妥当性の追求」と「スピード」ですね。

こうすることにより、調停手続を利用する方々に満足をしてもらいたいと考えています。

## News & Topics

# 中本総合法律事務所 NAKAMOTO & PARTNERS

2022年1月|中本総合法律事務所

vol.21

## ご挨拶



所長 弁護士  
**中本 和洋**

## 寒中お見舞い申し上げます。

皆様には、お元気で新しい年をお迎えになったことと思います。

一昨年の春以来、世界各地で新型コロナ感染症の感染拡大が続いていましたが、幸い日本では第五波以降、ワクチン接種等により感染拡大に歯止めがかかってきているように思われます。

しかし、今回の新型コロナ感染症により、日本でも多くの感染者と死者が出ましたし、飲食業、運輸業、観光業等の経済活動に大きな被害をもたらしました。また、日本の医療体制や行政機構が、感染症のパンデミックに迅速、適正に対応できないことも露呈致しました。このように、コロナ禍は、日本社会に大きな被害と犠牲をもたらしましたが、このような問題点を改革、改善する機会になりました。

今後、司法の分野では、裁判だけでなく、ADR（裁判外紛争解決機関）等において一層のIT化が進むことになります。弁護士業務においても、依頼者との相談や協議を、オンラインで行うケースが増え、紛争予防や解決の対応に、さらなる迅速化が求められることになるでしょう。

本年も引き続き、利用しやすく頼りがいのある司法を求めて、改革、改善に取り組んでまいりたいと考えています。皆様の本年一年のご健勝を心より祈念致します。

## 法律相談のご案内

当事務所では、来所いただいたての相談の他、電話やメール、Web会議ツール（Teams, Zoom等）を利用した法律相談も実施しております。

ご要望に応じて相談をお受けしますので、お気軽にご相談ください。

### 中本総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目9番3号 アールビル本館5階

TEL:06-6364-6241 FAX:06-6364-6243 E-mail:info@nk-law.gr.jp

中本和洋・倉橋忍・鷹野俊司・豊島ひろ江・宮崎慎吾・鍵谷文子・上田倫史  
堂山健・皆川征輝・中本隆久・下迫田啓太・桑原彰子

### 中本総合法律事務所 東京事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目3番9号 K-Frontビル4階

TEL:03-5771-6248 FAX:03-5771-6249 E-mail:mail@nk-law.gr.jp

三木剛・大高友一・太田健二・佐藤碧・幸尾菜摘子

<http://www.nakamotopartners.com>

©中本総合法律事務所

### 1. ご挨拶

弁護士 中本 和洋

### 2. 中国個人情報保護法の重要なポイント

弁護士 佐藤 碧

### 3. 最高裁判例の紹介～遺言の有効性～

弁護士 幸尾 菜摘子

### 4. 相続登記の義務化と相続に関するルールの改正について

弁護士 大高 友一

### 5. 公益通報者保護法の改正について

弁護士 下迫田 啓太

### 6. 不正競争防止法の基本

弁護士 鍵谷 文子

### 7. 国際紛争をより簡易・迅速・安価に解決する方法—迅速仲裁手続について

弁護士 豊島 ひろ江

### 8. 調停委員のつぶやき

弁護士 倉橋 忍

## 中国個人情報保護法の重要なポイント

弁護士 佐藤 碧

2021年8月20日、中国において初となる包括的な個人情報保護法（以下「本法」という。）が成立し、11月1日に施行されました。本法は、「サイバーセキュリティ法（2017年施行）」と「データ安全法（2021年9月施行）」とともに、中国のデータ保護基本法として位置づけられています。

規制内容は多岐にわたりますが、本稿では本法における個人情報処理の原則について説明したうえで、日本企業においても留意しなければならない①域外適用の可能性、及び②国外移転規制について、現時点（2021年11月末）で判明している情報をもとにその概要をご紹介します。

### （1）個人情報処理の原則

本法は、中国国内で個人情報を処理<sup>1</sup>する活動に適用されます（本法3条1項）。本法でいう個人情報とは、「電子的又はその他の方式により記録され、自然人に関する識別された又は識別可能な各種情報」をいい<sup>2</sup>、匿名化された情報は除外されています（本法4条）。そして、個人情報の処理は、原則として、個人が十分に事情を知っている前提のもとで、自由意思により、明確に同意することにより適法化されます（本法13条）。この同意は当該個人が撤回することができます（本法15条）。この「明確」の要件については、黙示の同意では足りず、あらかじめ同意のチェックボックスに✓を入れておくような方法では適法な同意取得とはならないと考えられます。

また、個人情報処理者<sup>3</sup>は、個人情報を処理する前に、当該個人に本法に定める事項を明確かつ分かりやすい内容で通知しなければならないとされており、プライバシーポリシーによって通知する場合には、プライバシーポリシーを公開し、容易に検索又は保存できる措置を講じる必要があります（本法17条）。

さらに、以下の場合、同意は「単独の同意」である必要があります。すなわち、①個人情報の第三者への提供、②個人情報の公開、③公共安全の維持以外の目的における個人画像等の処理、④機微な個人情報の処理、⑤個人情報の国外移転（後述）の場合です。「単独の同意」の内容は明らかになっていませんが、少なくとも利用規約による包括的な同意等では足りないと考えられます。

### （2）日本企業に対する本法の適用可能性（域外適用）について

中国国内に拠点を持たない外国企業であっても、中国国内の自然人の個人情報を国外で処理する活動であって、①中国国内の自然人への製品又はサービスの提供を目的とする場合、②中国国内の自然人の行動を分析・評価する場合、③法令に定めるその他の事情がある場合には、本法が適用されることになります（本法3条2項）。そのため、日本企業であっても、BtoCビジネスを展開するEコマース事業者や、ホテルや旅行サービスの提供事業者、オンラインゲームやアプリ等の提供事業者等に対して本法が適用される可能性が高いといえます。①～③に該当する場合、中国国外の個人情報処理者は、国内に専門機関を設けるか、（資格等は明らかになっていませんが）代表者を指定し、個人情報保護職責履行機関に届け出を行う必要があるとされています（本法53条）。

上記①、②については欧州一般データ保護規則（GDPR）と同様の基準が採用されていますが、たとえばGDPRにおいては、事業者のウェブサイト、メールアドレス等に欧州域内からアクセスできるというだけで適用対象となることはありませんが、本法で同様の解釈がされるかどうかは明らかではありません。

### （3）国外移転規制

個人情報処理者は、業務上の必要性があれば中国国外へ個人情報を提供することができますが、その場合、①個人に対して国外の受領者の名称及び連絡先等を通知したうえで、「単独の同意」を取得すること（本法39条）、②国外の受領者が本法の下で要求されるのと同じレベルの保護を提供できることを保証するため必要な措置を講じること（本法38条）、③事前に個人情報保護にかかる影響評価を実施し、処理状況を記録したうえで、その報告書等を3年間保存すること（本法55条、56条）が要求されています。

さらに、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。  
ア 本法40条に基づく国家インターネット情報機関による安全評価に合格すること

イ 別途定められる規定により、国家インターネット情報機関による個人情報保護認証を取得すること

ウ 国家インターネット情報機関が別途定める標準契約に従い国外の受領者と契約を締結すること

エ 法令または国家インターネット情報機関が定めるその他の条件

個人の同意だけではなく上記の要件を満たす必要があるという点において、GDPRと比較しても海外移転についてはハードルが高いといえます。恒常にデータを中国国外に移転することが必要な場合には、上記ウの標準契約を締結することが必要となります。この標準契約の公表スケジュールや内容については現時点では明らかになっていません。

なお、国外移転の定義については本法上明らかではありませんが、中国国外から個人情報をアクセスできる状況であれば国外移転と評価されると考えられています。

（4）日本国内の事業者に影響しうる点を簡単にご説明しましたが、本法では、定義が明確になっていない点も多く、今後の下位規則やガイドラインの策定、その運用等の動きに注視する必要があります。事業者としては、当面、域外適用や国外移転規制との関係で、どのような個人情報を中国国内で処理し、国外に移転させているか、中国国内の個人情報を日本からアクセスできる可能性があるかの確認を行うこと、同意取得との関係では、プライバシーポリシーが十分に明確な内容になっているか等の確認を行うこと等の必要があると思われます。

## 最高裁判例の紹介～遺言の有効性～

弁護士 幸尾 菜摘子

近年、遺言を作成したい、という方が増えています。相続法改正により遺言の作成方法が一部簡易になりましたが、改正後も形式的ルールが多数あり、これらに違反すると遺言の効力が認められないリスクがあります。

遺言の有効性に関連して、令和3年に公表された最高裁判例が2件あります。

1件目は、真に遺言が作成された日が自書されなかつた事案です（R3.1.18最高裁判決（判タ1486号11頁））。亡Aが入院先の病院で遺言の全文・日付・氏名を自書し、その後、弁護士立会の下で押印し、自筆証書遺言を作成しました。この場合、押印した日が遺言作成日になりますが、押印の際、あらかじめ自書しておいた日付を修正しなかったため、自筆証書遺言には遺言が成立した日の日付を自書しなければならないというルール（民法968条1項、S52.4.19最高裁判決）に違反しており、本件遺言は無効ではないか、が争われました。

最高裁は、日付の自書は、遺言者の真意を確保するための要件であるから、必要以上に厳格に解すると、かえって遺言者の真意の実現を阻害するおそれがあるとし、「本件遺言書に真実遺言が成立した日と相違する日の日付が記載されているからといって直ちに本件遺言が無効となるものではない」と判断しました。

2件目は、（遺言の有効性に直接関わる裁判例ではありませんが）遺言の有効性の確認を求める訴訟提起が信義則に反しないと判断された事案です（R3.4.16最高裁判決）。

（判タ1488号121頁）。“遺産は長男Xに全て相続させる”という遺言が作成されていましたが、長女Yが遺言の無効を前提に長男Xに対し不当利得返還請求訴訟（前訴）を提起したところ、長男Xが訴訟の途中で遺言内容との矛盾を主張しなくなり、前訴裁判所が長女Yに遺産について法定相続分があることを認める判決が下し、これが確定しました。しかし、その後、長男Xは長女Yに対し、遺言の有効性を確認する訴訟を提起したのです。最高裁は、前訴I審の途中まで長男Xが遺言の有効性を主張していたことや、前訴裁判所が遺言の効力まで判断内容に含んでいないことなどを考慮し、長男Xの遺言の有効性の確認を求める訴訟提起は信義則に反するものではないと判断しました。なお、本件は特殊な事案であり、評釈においても事例判断とされています。

上記2件とも、しかるべき注意をして遺言を作成し、相続開始後は遺言内容を前提に統一的な対応をしていれば、紛争の長期化を回避することができたのではないかと考えます（上記2件に関しては特殊事情が背景にあったのではないかと推測されます）。1件目は平成27年、2件目は平成24年に遺言者が死亡しているので、相当長期にわたって紛争が継続していることが窺われます。

これから遺言作成をされる方、遺言を作成したが不安のある方、相続開始後の手続に不明点のある方は、早期に弁護士に相談することをお勧めいたします。

1 個人情報の収集、保存、使用、加工、送信、提供、公表、削除等（本法4条2項）。

2 IPアドレス、高精度位置情報やウェブサイト閲覧履歴も含まれるとされる。日本の個人情報保護法と異なり、容易照合性（他の情報と照合して容易に特定の個人を識別できるか）は必要とされていない。

3 個人情報処理の活動において処理の目的、処理方式を自ら決定する組織または個人とされ（本法73条1号）、事業者は広く含まれると考えられる。

## 相続登記の義務化と相続に関するルールの改正について

～統・所有者不明土地の解消のための法整備について～

弁護士 大高 友一

### ○はじめに

前回の事務所報（2021年8月発行）において2021年の通常国会で成立した「所有者不明土地の解消のための法整備」を紹介させていただいたところ、行方不明となっている相続人の方がいないような場合でも相続登記の義務化や相続に関するルールの改正の適用はあるのかという質問を複数の方から頂戴いたしました。

これは大変良いご質問で、質問された方がお気づきのとおり、今回の法改正は行方不明となっている方がいらっしゃらない場合でも適用される規定が少なくなく、とりわけ遺産分割協議をはじめとする相続手続には少なからず影響を与えるものと思われるところです。

そこで、本稿では「統・所有者不明土地の解消のための法整備」として、主として相続登記等の義務化と相続に関するルールの改正につき、前回は紙幅の関係でご紹介できなかったところも含めて改めて概要を紹介します。

### 1 相続登記、住所変更登記の義務

#### ①相続登記の義務化

これまで、相続による所有権の取得を含め、不動産に関する権利変動があった場合における登記はあくまで当事者の権利であり、当事者に登記をする義務があるとまではされていませんでした。しかし、このようなルールとなっていることが昨今の所有者不明土地問題の一因となっていますとの問題意識から、今回の改正では、相続により所有権を取得した者は、所有権取得を知った日から3年内に登記申請することが義務づけられることとなりました。

この登記申請義務は法的義務とされ、正当な理由なく登記申請を怠ったときは10万円以下の過料に処せられます。さらに、この相続登記の義務化は改正法の施行前に相続が生じた場合にも適用があり、法施行後3年内の相続登記申請が必要となります。

この相続登記の義務化は、できるだけ早期に相続登記を当事者にさせることによって、将来における所有者不明土地の発生を防ごうという趣旨ですから、当然のことながら、相続人の中に行方不明の方がいらっしゃらない場合であっても当然適用があることになります。

それでは、相続人の一部に行方不明の方がいる場合はもちろんですが、遺産分割協議が紛糾するなどして、3年

以内に相続登記を行うことが難しいような場合には、どのようにすれば良いのでしょうか。このような場合は、相続による所有権取得を知った日から3年内に、相続人が登記名義人の法定相続人である旨を申し出て、その旨を登記する「相続人申告登記」をすることができます。この相続人申告登記をすれば、最低限の義務を果たしたこととなり過料の制裁は科せられないこととなっています。この相続人申告登記は相続による所有権移転の事実を登記するものではなく、あくまで申請人が表示名義人の相続人の一人であることを示すものに過ぎませんので、相続人全員での申請は不要となっており、連絡のつかない相続人がいるような場合であっても登記をすることが可能です。

#### ②住所変更登記の義務化

さらに、同じく当事者の義務とはされていなかった登記名義人の住所変更登記についても、住所変更から2年以内の登記申請が義務づけられ、正当な理由なく登記申請を怠ったときは5万円以下の過料に処せられることになりました（また、相続登記と同様、法施行前の住所変更についても施行後2年以内の登記申請が義務化されます）。加えて、住民基本台帳ネットワークシステムや法人・商業登記システムとの連携により、登記官が自動的に職権で個人や法人の住所変更登記を行うシステムも導入されることになっています。

一方、住所変更登記の義務化により、例えばDV被害者が加害者に対して最新の住所を秘匿しているような場合などには不都合が生じることも想定されるところです。このような問題に対応するため、申出により、DV被害者が記載されている登記事項証明書等を発行する際に、委任をしている弁護士事務所や法務局の住所などを代わりに表示させる制度の導入がなされることになっています。

### 2 遺産分割未了のまま長期間経過後になされる遺産分割の見直し

遺産分割の協議においては、他の相続人が得た贈与等が特別受益に該当すると主張したり、被相続人の介護を献身的に行ったから寄与分があると主張したりして、自己の取得すべき遺産が法定相続分よりも多くなること（具体的相続分）を主張することが可能です。そして、現行法では、これらの特別受益や寄与分の主張に対する特段の期

間制限はないため、遺産分割未了のまま長期間経過した後であっても、相続人は特別受益や寄与分の主張をすることが可能とされています。

しかし、相続開始から長期間が経過すると、証拠が散逸するなどして他の相続人が反証等をすることは困難となるおそれもあり、このような場合にも特別受益や寄与分の主張を可能とすることは、他の相続人を不当に害するおそれがあります。そこで、相続開始から10年が経過したときは、原則として特別受益や寄与分の主張を認めないとして、画一的な法定相続分により簡明に遺産分割を行う仕組みが創設されることになりました。

これは、いわば特別受益や寄与分の主張に時効を認めるようなものです。例えば半世紀以上も前に亡くなったような方が所有者として登記されている土地があった場合、現時点における相続人が数十人に上ることも珍しくありませんが、改正法の施行により、現在から遡って10年以上前に生じた相続については特別受益や遺留分の主張がなされる可能性がなくなります。つまり、法定相続分の割合による相続人への権利承継があったものとみなすことができることになるので、長年にわたって相続登記が未了で相続人が多数に上るようなケースでも、現在よりはシンプルに手続が進められるようになるのではないかと期待されています。

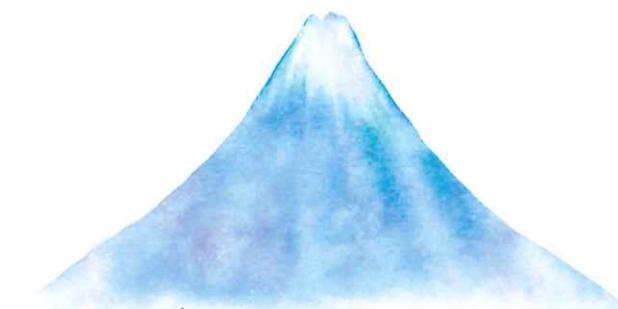
一方、注意しなければならないのは、この10年という特別受益や寄与分の主張期間は長いようで案外短いということです。例えば、年老いた老夫婦の介護を近所に住んでいた長女が献身的に行っていたところ、父親の方が先に亡

くなったとします。このような場合において、すでに母親の認知症も相当程度進行していたというような事情などにより、母親が亡くなつてから父親の分とも合わせて相続手続をしようと考えるケースは必ずしも珍しいものではありません。しかし、今後はこのようなケースは要注意となります。もし、母親が父親の死後10年間生存したような場合、その後は父親の相続について寄与分や特別受益の主張をすることは当然にはできなくなります（もちろん、母親の相続については、当然、寄与分や特別受益の主張は可能です）。認知症の母親の介護に専念していたような場合、10年などはあつといふ間に過ぎてしまったというようなことは決してあり得ない話とはいえないところです。

しかも、この特別受益や寄与分の主張期間の制限規定は、法施行前に生じた相続に対しても原則として適用されます（ただし、法施行後5年間の猶予の経過規定はあります）。様々な事情で相続手続を長期間にわたりされないままにしている方は、今のうちから対応を検討された方が良いかと思われるところです。

### 3 さいごに

今回の法改正等は原則として2023年4月までに施行されることになっています。ただし、相続登記の義務化は2024年4月までに、住所変更登記の義務化は2026年4月までに、それぞれ施行される予定です。法施行は少し先の話になりますが、遺産分割協議が円滑に進むケースばかりではないことから、早めに弁護士にご相談をされることをお勧めいたします。



# 公益通報者保護法の改正について

弁護士 下迫田 啓太

## 1はじめに

令和2年通常国会において、公益通報者保護法の一部を改正する法律が成立し、令和4年6月までに施行される予定となっています。

公益通報者保護法は、内部通報を契機にリコール隠しや食品偽装などの企業不祥事が明るみに出される事案が相次いだことから、内部通報を行った労働者を保護するとともに、内部通報の活用によって企業不祥事が早期に発見・是正されることを期待して、平成16年に制定されました。

本稿では、現行の公益通報者保護法の概要をご紹介した上で、令和4年6月までに施行予定となっている改正公益通報者保護法の概要をご紹介します。

## 2 現行公益通報者保護法の概要

公益通報者保護法は、「公益通報」を行った労働者に対する解雇や労働者派遣契約の解除、不利益取扱いを禁止しています。

### (1) 「公益通報」とは

公益通報者保護法により保護される公益通報とは、①労働者が、②労務提供先の法令違反等の通報対象事実について、③不正の目的でなく、④一定の通報先に対して行う通報であることを要します。

#### ア 要件①について

要件①の「労働者」には、当該企業の正社員やアルバイト、パートタイマー、派遣労働者のほか、取引先の社員やアルバイト等も含まれます（『公益通報ハンドブック』参照）【★改正予定】。

#### イ 要件②について

要件②の「通報対象事実」は、刑法や食品衛生法、金融商品取引法など、対象となる法律に違反する犯罪行為や、最終的に刑罰に繋がる行為であることを要します【★改正予定】。

#### ウ 要件③について

不正の利益を得る目的や、他人に損害を加える目的など、不正な目的による通報については、公益通報者保護法の保護の対象になりません。

#### エ 要件④について

通報先によって、公益通報として保護されるための要件が異なります。なお、下記(a)から(c)の通報先に優先順位があるわけではなく、通報者の判断により、通報先を選ぶことができます。

(a)勤務先の相談窓口や担当者など、事業者内部への通

報の場合は、「通報対象事実（要件②）が生じているか、まさに生じようとしていると思料する場合」であることが要件となります。通報対象事実が生じたことが真実であること（真実性）や、真実であると考えたことについての相当な理由（真実相当性）までは必要ありません。

(b)監督官庁などの行政機関への通報の場合は、通報対象事実の真実性または真実相当性が要件となり、(a)の場合よりも要件が重くなります【★改正予定】。

(c)事業者外部（報道機関や消費者団体、労働組合など、違反行為の発生や被害拡大防止のために必要と認められる者）に対する通報の場合は、通報対象事実の真実性または真実相当性の要件に加えて、法3条3号記載のいずれかの事由があることが要件となります【★改正予定】。

### 【法3条3号記載事由の概要】

- 通報による不利益取扱いのおそれ
- 証拠隠滅等のおそれ
- 正当な理由なき公益通報回避要求
- 通報事実についての調査不実施
- 生命身体への危害の発生の危険
- （★以下は改正法で追加）
- 財産に対する回復困難または重大な損害の発生の危険
- 通報者を特定させる情報が漏れる可能性大

### (2) 公益通報者の保護

公益通報を行った労働者に対して、通報を理由として解雇や不利益な取扱い（降格、減給、退職の強要、訓告、自宅待機命令、専ら雑務に従事させること、退職金の減額など）を行うことは禁止されています【★改正予定】。また、公益通報者が派遣労働者の場合、当該公益通報を理由として労働者派遣契約を解除したり、派遣労働者の交代を求めたりすることはできません。

### (3) 是正措置等の通知

書面により公益通報を受けた事業者は、通報者に対して、通報対象事実の是正措置をとった場合はその旨を、通報対象事実がない場合はその旨を、遅滞なく通知することが求められます。

### (4) 「公益通報」に該当しない通報について

前記の各要件を充たさない内部通報を理由として解雇や不利益取扱いを行った場合、公益通報者保護法の保護の対象にはなりませんが、他の法令や判例の枠組みの中

で、当該解雇や不利益取扱いの有効性などが問題となる可能性があります（東京高裁平成23年8月31日判決、東京高裁平成26年7月10日判決など参照）。

## 3 改正公益通報者保護法の概要

平成16年に公益通報者保護法が制定された後も、企業による不祥事が長年にわたって通報されることなく放置されるという事例が見られました。このため、令和2年通常国会において、不祥事の早期是正により被害拡大の防止を図るべく、公益通報者保護法の一部を改正する法律が成立しました。

今回の改正は、以下の3つの観点から行われました。

- ①事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすくなること
- ②行政機関等への通報を行いやすくなること
- ③通報者がより保護されやすくなること

### (1) 観点①に関する改正

#### ア 事業者の体制整備義務

従業員数が301人以上の事業者は、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等を行なうことが義務付けられます（改正法11条）。従業員数が300人以下の中小事業者については努力義務。具体的には、事業者において内部公益通報窓口を設置し、調査や是正措置を行なう部署や責任者を定めておくことなどが求められます。

#### イ 実効性確保のための行政措置

前記の体制整備義務の実効性確保のため、内閣総理大臣は、事業者に対して報告を求め、または助言、指導、勧告を行うことができ（改正法15条）、勧告に従わない場合にはその旨を公表することができるようになります（改正法16条）。また、報告の求めに応じなかった場合や虚偽の報告をした場合には、当該事業者は20万円以下の過料に処せられることになります（改正法22条）。

#### ウ 秘密保持義務及び刑事罰の導入

通報者が安心して通報を行えるようにするため、公益通報を受けて内部調査等に従事する者に対して、通報者を特定させる情報を漏らさないことが義務付けられます（改正法12条）。同義務に違反した場合は、30万円以下の罰金に処せられます（改正法21条）。

### (2) 観点②に関する改正

#### ア 行政機関に対する通報要件の緩和

行政機関への通報の場合は、前記のとおり、通報対象事実についての真実性または真実相当性の要件が必要で

したが、氏名等を記載した書面を提出して行う通報の場合には、真実性または真実相当性の要件が不要となり、要件が緩和されます（改正法3条2号）。

#### イ 事業者外部への通報要件の緩和

改正法3条3号では、報道機関など事業者外部への通報の要件として、財産に対する損害が発生する可能性が高いこと（改正法3条3号ヘ）、および通報者を特定させる情報が漏れる可能性が高いこと（改正法3条3号ハ）が追加され、要件が緩和されます。

#### ウ 行政機関の体制整備

通報対象事実について処分または勧告等を行う権限を有する行政機関は、公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備等を行うことになります（改正法13条2項）。

### (3) 観点③に関する改正

#### ア 保護対象者の範囲の拡大

保護対象となる通報者は、現行法では「労働者」のみとされていますが、改正法では「退職者（退職後1年以内）」及び「役員」が追加されます（改正法2条1項）。

#### イ 通報対象事実の範囲の拡大

通報対象事実は、現行法では犯罪行為等に限定されていますが、改正法では行政罰に該当する事実が追加されます（改正法2条3項1号）。

#### ウ 保護内容の拡大

公益通報を行ったことにより役員を解任された場合に、当該役員が事業者に対して損害賠償請求をすることができる旨の規定が追加されます（改正法6条）。また、公益通報を行った通報者（労働者等）について、事業者からの損害賠償責任が免除される旨の規定が追加されます（改正法7条）。

## 4 おわりに

公益通報者保護法は、公益通報を行った労働者を保護するだけではなく、事業者にとっても、不祥事を早期に発見・是正し、引いては経営上のリスクの低下および企業価値の向上に繋げることができます。内部通報に対する体制を整備する義務など、公益通報者保護法の改正に伴って事業者が対応すべき事項は複数ありますので、この機会に是非ご検討いただければと思います。

### 【参考文献】

●公益通報ハンドブック（消費者庁・平成29年）

●消費者庁ホームページ

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_partnerships/whistleblower\\_protection\\_system/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/)

# 不正競争防止法の基本

弁護士 鍵谷 文子

事業活動の中で産み出された営業上の表示、営業秘密、情報、信用などは事業者にとって非常に重要な財産です。これらの財産を保護して事業者の営業上の利益を守り、かつ、公正な競争秩序を守るために法律が、不正競争防止法です。今回は、不正競争防止法の基本についてご説明します。

## 1「不正競争」とは

特許法や商標法等の産業財産権法が特許権や商標などの権利を与える方法で知的財産の保護を図るのに対し、不正競争防止法は、「不正競争」に該当する行為を規制することで事業者の営業上の利益や公正な競争秩序を守ろうとするものです。不正競争防止法第2条で、「不正競争」に該当するとされているのは、以下の行為です。

### ①周知な商品等表示の混同惹起

他人の商品や営業の表示として広く認識されているものと同一又は類似の表示を使用して、その他の商品・営業との混同を生じさせる行為です（不正競争防止法第2条第1項第1号）。「広く認識」は、特定の分野の取引相手などでもよく、また、全国的な知名度がなくても一地方で知られている場合も含まれます。

具体例としては、ソニー側の「ウォーカーマン」の名称を看板や商号に使用した事例（千葉地判平成8年4月17日）、有名コーヒーチェーン店と類似する店舗外観を同業者が使用した事例（東京地判平成28年12月19日）などが、これに該当するとされました。

### ②著名な商品等表示の冒用

他人の商品や営業の表示として著名なものを、自己の商品・営業の表示として使用する行為です（不正競争防止法第2条第1項第2号）。

先ほどの①との違いとしては、「広く認識」では足りず、世間一般に・全国的に知られている必要があること、「混同を生じさせる」かどうかは問題とならないこと、などがポイントです。

具体例としては、有名海外ブランドのロゴを使用した事例（知財高判平成30年3月26日）、任天堂側の「MARIO KART」「マリオ」等と類似する表示やキャラクターコスチューム等を営業に使用した事例（知財高判令和2年1月29日）などが、これに該当する

とされました。

### ③形態模倣商品の提供

他人の商品の形態（商品の内部及び外部の形状、形状に結合した模様、色、光沢、質感）を模倣した商品を、売ったり貸したり、または輸出入したりする行為です（不正競争防止法第2条第1項第3号）。

「模倣」商品とは、他人の商品の形態に依拠した実質的に同一の形態の商品のことをいいますので、たまたま似てしまった場合や形態が似ているだけで実質的に同一とまではいえない場合は、この規定には当たりません。また、商品の機能を確保するために不可欠な形態や「ありふれた」形態については「模倣」から除外されています。

なお、保護される商品は、日本国内で最初に販売された日から3年以内の商品に限られます。

### ④営業秘密の侵害

窃取等の不正の手段によって営業秘密を取得し、自ら使用し、もしくは第三者に開示する行為等です（不正競争防止法第2条第1項第4号～第10号）。

研究開発や営業活動で生み出された技術情報や営業情報を守るための規定です。

具体例としては、家電量販大手の元幹部社員が退職し同業他社へ転職する際に、住宅リフォーム事業などに関する数万件の営業秘密を不正に持ち出し、転職先に不正開示した事例（大阪地判令和2年10月1日）などがあります。

本規定について注意が必要なのは、保護されるのは「営業秘密」の3要件を満たした情報に限られるという点です（不正競争防止法第2条第6項）。3要件とは、①秘密として管理されていること（秘密管理性）、②事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること（有用性）、③公然と知られていないものであること（非公知性）です。企業としては、アクセス制限や「マル秘」表示などによって秘密情報であることをわかるように管理しておく必要があります。

### ⑤限定提供データの不正取得等

窃取等の不正の手段によって限定提供データを取得し、自ら使用し、もしくは第三者に開示する行為等です（不正競争防止法第2条第1項第11号～第16号）。

「限定提供データ」であるというためには、①業として特定の者に提供されるものであること（限定提供性）、②電磁的方法により相当量蓄積され、それにより価値を有するものであること（相当蓄積性）、③電磁的方法により特定の者に対してのみ提供するものとして管理されていること（電磁的管理性、例えばID・パスワードによるアクセス制限など）の3要件を満たすことが必要です。例えば、災害時に、公共機関が道路状況把握等を目的として、自動車メーカーから提供を受ける、車両走行データなどが「限定提供データ」にあたります。

### ⑥技術的制限手段の無効化装置等の提供

技術的制限手段により制限されているコンテンツの視聴や記録、プログラムの実行、情報の処理を可能とする（技術的制限手段の効果を無効化する）装置、プログラム、指令符号、役務を提供等する行為です（不正競争防止法第2条第1項第17号～第18号）。

具体例としては、マイクロソフト社の「Office2013 Professional Plus」のライセンス認証システムによる認証を回避し実行可能にするクラックプログラムをインターネット上で販売した事例（大阪地判平成28年12月26日）などがあります。

### ⑦ドメイン名の不正取得等

図利加害目的で、他人の商品・役務の表示（特定商品等表示）と同一・類似のドメイン名を使用する権利を取得・保有、又はそのドメイン名を使用する行為です（不正競争防止法第2条第1項第19号）。

### ⑧商品・サービスの原産地、品質等の誤認惹起

商品・役務又はその広告等に、その原産地、品質、質、内容等について誤認させるような表示をする行為、又はその表示をした商品を譲渡等する行為です（不正競争防止法第2条第1項第20号）。

具体的には、製品の品質に関する検査データを改ざんし一定の品質を満たしたかのように偽って販売した事例（立川簡判平成31年3月14日）などがあります。

### ⑨信用毀損行為

競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為です（不正競争防止法第2条第1項第21号）。

具体的には、事業者が、競争関係にある他社について、インターネット通販サイト運営者に対して、実際には商標権侵害がないにもかかわらず、同他社が販売しているのは商標権を侵害する商品である旨を告知したこ

とが信用毀損行為にあたるとされた事例（東京地判令和2年7月10日）などがあります。

## ⑩代理人等の商標冒用行為

## 2「不正競争」に該当する場合の措置

### （1）民事上の措置

「不正競争」によって営業上の利益を侵害された場合または侵害のおそれがある場合、差止請求（不正競争防止法第3条）ができます。

また、故意または過失により営業上の利益を侵害した者に対しては、損害賠償請求（同第4条）、信用回復措置請求（同第14条）ができます。

これらの請求に関しては、損害額や営業秘密の不正使用についての推定規定などにより、営業上の利益を侵害された側の立証の負担が一部軽減されています（不正競争防止法第5条、同5条の2、同9条）。

### （2）刑事責任

「不正競争」のうち、周知な商品等表示の混同惹起、著名な商品等表示の冒用、形態模倣商品の提供、技術的制限手段の無効化装置等の提供、商品・サービスの原産地、品質等の誤認惹起などの特に違法性の高い行為については、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金という刑事罰が定められています。営業秘密の侵害については、10年以下の懲役又は2000万円（海外使用等は3000万円）以下の罰金と規定されています。

また、各行為が法人の業務に関して行われた場合は、当該法人も、3億円（営業秘密の侵害は5億円（海外使用等は10億円）以下の罰金の対象となります。

3 自社の営業上の利益を守り、また、知らないうちに他社の権利を侵害してしまう事態が発生することのないよう、「不正競争」の類型や営業秘密の要件などをご確認いただき、事業活動にお役立ていただければと思います。

### 【参照】

経済産業省知的財産政策室「不正競争防止法の概要（2021年11月）」  
[https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/2020\\_unfaircompetition\\_textbook.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/2020_unfaircompetition_textbook.pdf)

経済産業省知的財産政策室編「逐条解説 不正競争防止法（令和元年7月1日施行版）」  
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20190701Chikujyou.pdf>

## 国際紛争をより簡易・迅速・安価に解決する方法一迅速仲裁手続について 弁護士 豊島 ひろ江

前回の事務所報(vol.20)において、一般的な国際仲裁手続の流れをご説明いたしましたが、事件の審理期間は仲裁廷が成立してから仲裁判断がなされるまで、事件規模や事件の複雑性にもよりますが、1年から2年、複雑な場合には2年以上の期間がかかります。仲裁手続は、仲裁人報酬や当事者代理人報酬がタイムチャージ制でなされ、手続期間が長ければ費用も高額化しやすくなるため、紛争金額の低い事件については、より迅速で合理的な金額による仲裁手続が期待されます。そこで、国際的な仲裁機関は、一定の紛争規模の事件については、簡易仲裁手続/迅速仲裁手続を用意しています。

### 通常の仲裁事件における審理期間

国際的な仲裁機関の仲裁規則には、通常、仲裁判断を出すまでの審理期間に関する定めを置いています。たとえば、日本商事仲裁協会(JCAA)では、仲裁廷は、仲裁人として正式に選任されたときから(仲裁廷の成立)の日から9か月以内に仲裁判断をするよう努めなければならずと規定されています(JCAA商事仲裁規則43条1項)。

同様に、国際商工会議所(ICC)の仲裁規則では、当事者が合意した仲裁判断を求める内容・争点等を記載した付託事項書(TOR)の署名日等から「6か月以内」に仲裁判断をだすことが求められ(ICC規則30条)ています。仲裁人の努力義務とされたり、当事者の合意により延期したり短縮したりすることが可能であるため、事件の種類や規模によって長期化することもあります。

たとえば、JCAAでは、仲裁廷が成立してから仲裁判断までの平均期間は12.8か月と公表されています(2011年から2020年)。

### 仲裁事件にかかる費用

上記のような仲裁事件にかかる審理期間は、仲裁事件に要する費用にも影響します。仲裁事件にかかる費用は、

- ① 仲裁機関に支払う管理費用
  - ② 仲裁人に支払う仲裁人報酬(及び交通宿泊費等実費)
  - ③ 当事者の仲裁代理人弁護士に対する報酬(及び交通宿泊費等実費)
  - ④ その他手続に要する費用(郵送費、鑑定費用、施設利用料、通訳人・速記費用、翻訳費用など)
- があります。これらのうち、②仲裁人報酬や、③仲裁代理人に対する報酬は、時間当たりの単価を設定し業務に要した時間をかけ合わせるタイムチャージ制となるのが一般的であり、事案内容の複雑さによりますが、手続に要する時間が長ければ報酬も高くなりがちです。

### 各仲裁機関の定める管理費用・仲裁人報酬の上限

世界の主要な仲裁機関では、①仲裁機関に支払う管理費用は、紛争の対象となる金額によって定められており、②仲裁人報酬についての決定方法も、基本的にはタイムチャージ制ですが、仲裁機関が独自に時間単価を定めたり、紛争の対象となる金額によって報酬の上限を設けるなどしています。

主要な仲裁機関では仲裁人の数や係争額等の情報を入力することにより仲裁人の報酬を計算できるサイトが用意されています<sup>1</sup>。たとえば、JCAAの商事仲裁規則に基づく仲裁手続の場合、仲裁人の報酬は時間単価5万円(税抜)とされ、係争額に応じて報酬の上限が定められています。JCAAで、通常の商事仲裁規則に基づき、仲裁人3名で、1億円の係争事件の場合には、管理料金は1,300,000円(税抜)、仲裁人報酬上限として11,200,000円(税抜、交通費等実費含まず)、10億円の係争事件であれば管理料金は4,000,000円(税抜)、仲裁人報酬上限として33,600,000円(税抜、交通費等実費含まず)となっています。

なお、JCAAの統計によれば、仲裁にかかる費用の内訳としては、おおむね代理人報酬が約8割、仲裁人報酬費用が1割強とのことです。

### 簡易仲裁手続(Expedited Procedure)・迅速仲裁手続の導入

以上のように通常の仲裁手続には、相応の時間と費用がかかります。手続が長期化すると費用も高額化する傾向にあります。事案が複雑で高額な紛争金額の場合には、通常の仲裁手続で慎重な審理が期待される反面、紛争金額が比較的の低額であり簡易な事案である場合には、より合理的な費用で迅速に処理したいという要望があります。

そこで、世界の各仲裁機関では、簡易仲裁手続ないしは迅速仲裁手続を導入し、通常の仲裁手続に比べて、簡易かつ短期間で仲裁手続が行われる制度を設けました。

具体的には、一定の紛争金額の場合に、原則1人の仲裁人により、短期間での仲裁判断を求める手続きであり、それを実現可能にするために、当事者の主張や請求を制限したり、書面審理のみ、つまり証人尋問(ヒアリング)を行わないで仲裁判断をすることが可能な手続きとなります。

たとえば、JCAAにおいては、請求額等の紛争金額が3億円以下の場合には、原則として迅速仲裁手続きが適用されます。この紛争金額には、申立ての請求金額と反対請求申立ての請求金額等の合計額を含みます。迅速仲裁手続きでは、原則として、仲裁人は1名となります。仲裁廷と当事者が会する審問(ヒアリング、主に証人尋問)を行う必要があると認める場合を除き、書面審理により仲裁手続を進めることになります。

もし、審問を行う場合であっても、仲裁廷は、ビデオ会議その他の適切な方法を選択して、審問の日数は可能な限り短い日数としなければなりません。

そして、仲裁廷は、原則として、仲裁人が選任されてから6か月以内に仲裁判断をしなければなりません。なお、紛争金額が5000万円以下の場合は、さらに期間は短く、3か月以内の仲裁判断が求められます。

これにより、たとえば、請求金額が1億円とすると、管理手数料は1,300,000円と同じですが、仲裁人報酬については、仲裁人が1人となり、その上限は4,000,000円となります。

迅速仲裁手続きによれば、紛争金額により、仲裁判断を得られる期間が短縮し、審問等を回避することにより、代理人弁護士費用も減額されることになります。

また、主要な海外の仲裁機関においても迅速仲裁手続きが導入されています。

ICCでは、紛争金額が200万米ドル(約2.1億円)未満である場合には自動的に迅速手続きが適用されます。あるいは当事者の合意によって適用することができます。迅速手続が適用された場合には、原則1人の仲裁人により、ICCでは手続の初期に両当事者が仲裁判断をもめる争点等を合意した文書である付託事項書(Terms of Reference: TOR)の作成が義務付けられます。しかし、迅速手続が適用された場合にはTORの作成は求められません。仲裁廷と当事者の進行協議会(Case Management Conference)から6ヶ月以内に仲裁判断がなされることになります。同様に証人尋問(ヒアリング)を行わないことができます。ICCでの迅速手続での仲裁人費用は、通常の仲裁手続より

20%ほど低く設定され、より合理的な費用の負担ですむようになりました。

また、シンガポール国際仲裁機関(SIAC)では、紛争金額が600万シンガポールドル(約4.8億円)未満である場合や当事者の合意により利用することができ、原則1人の仲裁人により、仲裁廷成立から6ヶ月以内に仲裁判断がなされ、証人尋問(ヒアリング)を行わないことが可能です。

### 仲裁判断によらない和解による解決・国際調停

このように事件の規模によっては、簡易・迅速な仲裁手続きを利用することにより、より迅速に、より合理的な費用の仲裁事件により国際紛争を解決することが可能になります。もっとも、最終的な仲裁判断によらずに、和解的な解決により紛争を解決する方法ももちろん可能です。

もっとも、裁判手続において裁判官が和解を勧告してくれるような制度は仲裁手続きにはありません。したがって、当事者の主導により、仲裁手続外で、手続と並行して和解的な解決の可能性を探ったり、あるいは、別途、国際調停手続をとることにより、経験豊富な調停人の介入により和解的解決を図る方法をとる(このような仲裁手続きの途中で調停手続きを取ることを、Arb-Mid(仲裁一調停)といふふうに呼んでいます。)ことにより、より迅速な、そして当事者の納得のいく解決を実現することが可能になります。当事者代理人ないしは仲裁人としては、多様な紛争解決の存在を知り、事件内容に応じて解決方法を模索することも必要であると思います。

1 <https://www.jcaa.or.jp/arbitration/costs.html>

<https://iccwbo.org/dispute-resolution-services/arbitration/costs-and-payments/cost-calculator/>